

# 情報機器等利用要綱

島根県聴覚障害者情報センター

## (総 則)

- 1 島根県聴覚障害者情報センター（以下「センター」という。）が管理する情報機器等（以下「機器等」という）の貸し出しについては、この要綱によるものとする。

## (機 器)

- 2 貸し出し対象の機器等は、別表のとおりとする。

## (貸出対象者)

- 3 貸出しを受けることのできるものは、次の各号に該当する団体及び個人とする。
  - (1) 島根県内（以下「県内」という。）の聴覚障がい者関係団体
  - (2) 県内の学校教育法に定める学校
  - (3) 県内の官公庁
  - (4) 県内の福祉関係団体及びボランティア団体
  - (5) 聴覚障がい者
  - (6) その他センター所長が認めたもの

## (貸出目的)

- 4 機器等は、次の目的で使用する場合のみ、貸し出すものとする。

ただし、聴覚障がい者に対する貸し出しにあっては、日常生活用具を試用する場合のみとする。

  - ・ 聴覚障がい者の情報保障に供するため（画像投影を含む。）。
  - ・ 聴覚障がい者の意思疎通支援を行う者の養成に供するため。
  - ・ 機器の普及・啓発の用に供するため。

## (登 録)

- 5 前項の貸出しを希望するものは、「情報機器等利用登録申込書（様式第1号）」に必要事項を記載し、センター所長に提出しなければならない。
- 6 センター所長は、前項の申し込みがあった場合は「登録台帳（様式第2号）」に搭載の上、申込者に「情報機器等利用登録証（様式第3号）」を交付するものとする。

## (貸 出)

7 貸出しの手続き等は、次によるものとする。

- (1) 申 込 「情報機器等借用申込書（様式第 4 号）」に必要事項を記載し、センター所長に提出する。
- (2) 貸出期間 1 週間以内
- (3) 貸出方法 センターで受け渡し及び返却
- (4) 利用料 無 料
- (5) 貸出台帳 センター所長は、上記により機器等の貸し出しを行ったとき若しくは返却を受けたときには、様式第 4 号及び「情報機器等貸出台帳（様式第 5 号）」に必要な事項を記載するものとする。

## (利用者の心得)

- 8 利用者は機器等を利用するに当たって、次の項目を遵守しなければならない。
- ・ 第三者への転貸は、禁止する。
  - ・ 機器等を毀損又は紛失しないよう、適正な管理を行うものとする。
  - ・ 機器等を紛失又は破損した時は、速やかにセンターに届け出るものとする。
  - ・ 機器等を紛失又は破損した時は、弁償を求めるものとする。

## 【附 則】

この要綱は平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

## 【附 則】

「ビデオライブラリー及び図書及び情報機器利用要綱（平成 7 年 7 月 3 日付施工、平成 20 年 10 月 1 日付改正施行）」は、廃止する。

## 【附 則】

「情報機器利用要綱（平成 21 年 8 月 20 日付施行）」は、廃止する。

## 【附 則】

この要綱は平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

## 【附 則】

この要綱は平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

**【附 則】**

この要綱は平成 25 年 1 月 25 日から施行する。